



清川村指令環第5号

一般廃棄物処理業許可証

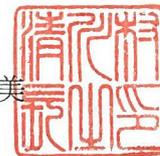
住 所 厚木市恩名一丁目11番31号
氏 名 中央カンセー 株式会社
代表取締役 尾 島 洋

令和6年5月29日付けで申請のあった一般廃棄物処理業許可(変更)申請については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2の規定により次のとおり許可する。

営業所の所在地 及 び 名 称	厚木市恩名一丁目11番31号 中央カンセー 株式会社
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物(生ごみ・紙くず・木くず・カン・ビン)
収 集 運 搬 及 び 処 分 の 別	収集・運搬(積替・保管は含まない)
営 業 の 区 域	清川村内
許 可 期 間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
備 考	

令和6年3月18日
令和6年6月17日(代表者の変更)

清川村長 岩澤 吉美



COPY

注 意

- 1 この許可証は、他人に譲渡し又は貸与してはならない。
- 2 この許可証を亡失又はき損、汚損した場合は、遅滞なくその旨を村長に届出て再交付を受けなければならない。
- 3 営業の全部もしくは一部を廃止しようとする時、又は表面記載事項に変更があった時は、その旨を届出しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに許可証を村長に返納しなければならない。
 - (1) 許可を取消された時
 - (2) 業務を廃止した時
 - (3) 業務の全部の停止を命ぜられた時
 - (4) 業務の全部を休止した時
 - (5) 許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を回復した時